

平成21年第7回臨時会

清里町議会会議録

平成21年 11月25日 開会

平成21年 11月25日 閉会

清里町議会

平成21年第7回清里町議会臨時会会議録(11月25日)

平成21年第7回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 勝 又 武 司	6番 藤 田 春 男
2番 加 藤 健 次	7番 細 矢 定 雄
3番 畠 山 英 樹	8番 中 西 安 次
4番 澤 田 伸 幸	9番 村 尾 富 造
5番 田 中 誠	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

1番 勝 又 武 司	6番 藤 田 春 男
2番 加 藤 健 次	7番 細 矢 定 雄
3番 畠 山 英 樹	8番 中 西 安 次
4番 澤 田 伸 幸	9番 村 尾 富 造
5番 田 中 誠	

4. 欠席議員は次のとおりである。

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町	長	橋 場 博
副 町	長	櫛 引 政 明
総 務 課	長	古 谷 一 夫
町 民 課	長	小 笠 原 利 一 郎
建 設 課	長	坂 本 哲 夫
産 業 課	長	宇 野 充
保 健 福 祉 課	長	島 澤 栄 一

出 納 室 長 谷 秀 三
教 育 長 荻 野 美 樹
生涯教育課長 齊 藤 敏 美

8 . 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 村 上 孝 一
主 査 鈴 木 美 穂 子

9 . 本会議の案件は次のとおりである。

議案第 6 2 号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第 6 3 号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 4 号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 5 号 平成 2 1 年度清里町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 6 号 役場総合庁舎バリアフリー改修工事請負契約の締結について

開会 午前9時30分

開会・開議宣告

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は9名です。

ただ今から、平成21年第7回清里町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録指名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番 畠山英樹君、4番 澤田伸幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村尾富造君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 加藤健次君。

2番（加藤健次君）

本臨時会の提案件数、議案の内容から判断して、本臨時会の会期は本日、1日間とすることが適当と思います。以上が議会運営委員会の結果でありますのでご報告いたします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本臨時会の会期は委員長の報告どおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議長諸般の報告

議長（村尾富造君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

事務局長

議長諸般の報告4点についてご報告申し上げます。1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。（1）平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合議会臨時会について、9月30日、網走市で開催され村尾議長が出席いたしております。内容は記載のとおりですが組合長の選挙において橋場清里町長が選出され、また規定により副管理者に櫛引清里町副町長の選任同意がされております。（2）北網ブロック議会議員研修会について、10月22日

訓子府町で開催され議員全員が出席いたしております。今回は、消防の広域化並びに消防救急無線のデジタル化について研修を受けました。(3)全国町村議会議長会創立60周年記念第53回町村議会議長全国大会について、11月11日東京都で開催され村尾議長が出席いたしております。今回は創立60周年を記念して、全国議長会歴代会長や町村議会議員として30年以上の在職者等への特別表彰が行われました。決議・特別決議の内容は5ページから9ページに添付しております。また記載の要望事項を採択し、関係省庁に要請活動がなされたところでございます。(4)第34回豪雪地帯町村議会議長全国大会について、議長全国大会に引き続き開催され、10ページにあります事項が決議され、また記載の要望事項を採択し関係省庁に要請活動が行われたところでございます。(5)斜里郡3町議長による日本赤十字社への要請活動について、議長全国大会に合わせて行われたもので斜里郡の基幹病院であります小清水赤十字病院の医師派遣について要請を行いました。(6)斜里郡3町議会連絡協議会について、11月20日、清里町で開催され副議長、常任委員長及び議長がオブザーバーとして出席をいたしております。この協議会は斜里郡3町の副議長、常任委員長をもって組織し、広域行政の課題について意見交換・調査、研究を行うことを目的としております。今回は指定管理者制度、地域医療と介護福祉施設の現状等について情報・意見交換が行われました。(7)その他会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長、副議長、所管常任委員長を始め各議員が出席いたしておりますのでご報告申し上げます。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について、記載の期日・案件で会議等が開催されておりますので報告申し上げます。

3点目、例月現金出納検査の結果について、平成21年9月分、10月分について11ページから12ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

4点目、平成21年第7回清里町議会臨時会説明員等の報告書について、13ページのとおりとなっております。以上で議長諸般の報告を終わります。

議長（村尾富造君）

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4 町長一般行政報告

議長（村尾富造君）

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

町長の一般行政報告を申し上げます。

1点目の主要事業報告であります。1番目の国道334号道路の関連でありますけれども、旧美斜線の関係でありまして、斜網、網走市を含めます首長が集まりまして、この会の会長は斜里の村田町長であります。10月7日、斜里で総会を開催いたしまして今年度の要請事項について協議をした次第であります。そうしまして早速10月の15日に、網走開発建設部へ334号道路の早期整備促進について要請活動を行った次第であります。併せまして10月21日には北海道開発局長に要請活動を行った次第であります。この内容でありますけれども、小清水町から美幌町間の曲線緩和と急勾配、急傾斜の緩和についての要請であります。なお、この道路につきましても、ウトロまで続いている道路でありますけれども、今回の要望事項と言うのは小清水町か

ら美幌町までの道路の厳しい状況の道路の改良について要請活動を行った次第であります。続きまして2番目の、網走支庁管内総合開発期成会秋季要望についてであります。この関係についてはご承知のとおり年2回行っている訳でありますけれども、春につきましては議長さんも一緒に同行しているわけでありまして、秋については首長のみで札幌段階で終わると言う関係でありまして、11月13日に北海道知事、道の総合政策部へお願いしたわけでありまして、なお、清里町は総括班と言うことでありまして、網走、北見、紋別市長と清里と言うことでありまして、記載の事項につきましては、それぞれ要望活動を行った次第であります。3番目の全国町村長大会の関係でありますけれども、11月18日、東京NHKホールで行われました。この大会には内閣総理大臣、衆参両議院議長も出席いたしまして、それぞれ特別決議、決議、そして意見書、こう言ったものが満場一致で採択された次第であります。

続きまして大きな2番目の主な会議、行事等の報告についてであります。9月20日、清里消防団防災訓練が緑ヶ丘公園中心に行われました。この日は通信訓練、水防訓練、その他の訓練が行われた訳でありまして、参加者170名、無事終了いたしております。次に第5次清里町総合計画策定審議会の関係であります。9月24日開催されまして、この時は新たに計画を策定という事で、臨時委員さん15名にも委嘱状の交付をさせて頂いた次第であります。審議の内容でありますけれども、第5次清里町総合計画の策定についてと言うことで、当日は委員さんと臨時委員さん30名の出席を頂いて終了した次第であります。続きまして東京清里会の総会、10月24日開催されました。町の方からは副町長他7名が出席をいたしまして、交流を深め盛会裏のうちに終了いたしております。続きまして清里町顕彰式・表彰式の関係であります。11月2日、生涯学習センターで行われまして、記載のそれぞれの顕彰・表彰が行われた訳でありまして、12名2団体の方々に顕彰状、表彰状の交付を行わせて頂いた次第であります。続きまして鶴ヶ島市産業まつりの関係であります。11月14日、15日と開催されまして、なお、この産業まつりには平成8年から参加をいたしておる訳でありまして、今回は特に鶴ヶ島市の藤縄市長が2期目当選間もないと言うこともありまして、表敬訪問させて頂いた次第であります。清里町からは、この記載の農協女性部、商工青年部、あとは商工会事務局、町と6名の方々が参加し、無事終了いたしております。以上を申し上げまして町長一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで町長一般行政報告を終わります。

日程第5 教育長一般行政報告

議長（村尾富造君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 荻野美樹君。

教育長

教育長一般行政報告を申し上げます。

1の主な会議・行事等の報告についてであります。1点目の第33回道民芸術祭であります。10月の10日、11日の2日間、プラネットにおいて斜網地区の展示部門、舞台発表部門の発表が行われました。2日間で300名の来場者があり盛会裏に終了をいたしております。2点目の社会教育委員兼生涯学習センター運営審議会委員会議であります。10月23日、プラネット研修室において開催されました。付議案件は記載のとおりであります。平成21年度清里町文化賞・スポーツ賞受賞候補者につきましては候補者1名を選考いたしております。3点目の清里町オリンピックスピードスケート後援会役員会であります。明年2月12日からバンクーバーで開催されます第21回オリンピック冬季大会に岡崎朋美選手が出場選手候補者となっていることから、オリンピック出場の際の支援、応援方策等について協議を行った次第であります。4点目の平成21年度網走管内社会教育振興セミナーであります。11月7日、プラネット小ホールにおいて管内の社会教育委員、社会教育関係職員を対象に開催されました。テーマに基づき熱心な討議が行われたところであります。

2番目の教育委員会の開催状況についてであります。第6回教育委員会につきましては10月1日開催されました。付議案件は記載のとおりであります。委員長の選挙につきましては二俣勝委員を、委員長職務代理者には石井幸二委員を指定いたしております。第7回教育委員会につきましては10月27日に開催されまして、記載の案件につきまして審議を行っております。網走地方教育研修センター組合理約変更につきましては、10月5日、湧別町・上湧別町が合併した事に伴う組合理約の変更についての件であります。

3のその他であります。1点目の教育委員会道内先進地視察研修につきましては10月13日から15日の3日間、記載の4町の視察・研修を行っております。今後、教育委員会として児童生徒の学力向上に向けた推進計画の作成を計画しておりますが、大変参考になる点も多く、大変有意義な視察であったと考えております。2点目の新型インフルエンザの感染状況であります。10月15日に最初の感染者を確認後、各学校において発症者が続出し、江南小学校を除く各学校において記載のとおり学校封鎖、学年封鎖の措置をとったところであります。今回の学校封鎖等におきまして年間の授業時数の確保が課題となっております。平日の授業時間の増、冬季休業期間の短縮等により年間授業時数の確保を図って参りたいと考えております。以上を申し上げます。教育長一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

議長（村尾富造君）

これで、教育長一般行政報告を終わります。

日程第6～日程第8 議案第62号～議案第64号

議長（村尾富造君）

ここで関連がありますので、日程第6 議案第62号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例から、日程第8 議案第64号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

議案第62号から議案第64号まで、順次提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第62号清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例から議案第64号町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、都合3件について一括提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先の人事院勧告において給料本俸の改正並びに期末手当及び勤勉手当の支給額が現行の年間4.5ヶ月分から4.15ヶ月分に0.35ヶ月分の引き下げが行われると共に持ち家住居手当の廃止等が勧告され、閣議決定に基づき国家公務員給与に係る関連法令改正が現在国会で審議されている事から、当町におきましてもこれに準じ関連する3条例の改正を今般提案するものでございます。なお、本件につきましては既に6月支給分については5月臨時会において条例の附則規定の改正による特例措置により0.2ヶ月分の引き下げを行っていることから、6月分の支給については施行期日を平成22年4月1日として提案をさせていただきます。それではまず始めに、議案第62号清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。改正内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料の1ページをお開き頂き、ご覧頂きたいと存じます。なお、改正箇所はアンダーラインでお示しをさせて頂いております。改正条例第1条関係の第5条第2項中の12月支給分100分の235を100分の220に、改正条例第2条関係の第5条第2項中の6月支給分100分の215を100分の195に改正いたします。なお、附則はそれぞれ施行期日を規定するものでございます。続いて、議案第63号清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正内容につきましては同じく新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料2ページをご覧頂きたいと存じます。改正後の条例にてご説明申し上げます。改正条例第1条関係の第4条第2項中の12月支給分100分の235を100分の220に、改正条例第2条関係の第4条第2項中の6月支給分100分の215を100分の195に改正いたします。なお、附則は同じく施行期日を規定するものでございます。続いて、議案第64号町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。同じく新旧対照表により改正内容をご説明いたしますので、審議資料の3ページをご覧頂きたいと存じます。改正条例第1条関係の第9条の2の住居手当について、持ち家職員に係る5年間月額2千500円住居手当支給については廃止勧告に則り、規定する第1条第2項及び同条第2項第2号を削るものでございます。第17条第2項中、12月支給の期末手当を100分の160を100分の150に、同条第3項中再任用職員については100分の160を100分の150に、100分の85を100分の80にそれぞれ改めます。4ページをご覧頂きたいと存じます。勤勉手当を規定いたします第18条第2項第1号中、12月支給分を100分の75を100分の70に改めます。改正条例第2条関係の第17条第2項中6月支給の期末手当について100分の140を100分の125に、5ページをご覧頂きたいと存じます、同条第3項中再任用職員は100分の125を100分の65に、100分の80を100分の85に改正いたします。

勤勉手当を規定する第18条においては、同条第2項第2号中6月に支給する場合においては及び12月に支給する場合においては100分の140を削り、再任用職員の手当てを100分の35に統一規定するものでございます。改正条例第3条関係の附則、給料の切り替えに伴う経過措置については、第7項において切り替え給与の端数処理及び第1項の改正の第1号の追加により給与本俸0.25%引き下げに伴う減給補償の減額改定対象職員の手当て支給に係る乗算割合を規定いたしております。6ページをご覧ください。附則は施行期日を規定していたしており、第1項におきましては第1条については本年12月1日、第2条につきましては平成22年4月1日を施行といたします。第2項におきましては本俸給与引き下げ改正に伴う調整措置について、減額対象職員に係る手当てからの減給支給方法及び減額の乗算割合を規定してございます。なお、8ページ以降は給与表となっておりますので説明を省略し、以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから、一括して質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（村尾富造君）

お諮りします。

本件については、討論を省略し採決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

議長（村尾富造君）

これから、議案第62号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第62号 清里町議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に、議案第63号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議長(村尾富造君)
起立全員です。

したがって、議案第63号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に、議案第64号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(村尾富造君)
起立全員です。

したがって、議案第64号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第65号

議長(村尾富造君)

日程第9 議案第65号 平成21年度清里町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第65号平成21年度清里町一般会計補正予算(第4号)について提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ5億5千768万1千円を追加し、予算の総額を56億6千402万7千円とするものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げますが、今回の補正は先に申請を行ってございました国の一時補正予算に伴う地域情報通信基盤整備事業について内示が行われましたので、事業の執行に向けて所要の補正を行うものです。また併せて、国の緊急経済対策に伴う地域活性化経済危機対策臨時交付金等を財源とした対策事業の第4段階における補正措置、並びに消費の町外流出及び一般勤労者の可処分所得減少に伴う地元消費拡大対策に向けての地域振興券交付事業を追加実施するものでございます。第2条の地方債の補正につきましては議案書を3枚お開き頂きたいと存じます。第2表の地方債の補正は追加であり、過疎債による地域情報通信基盤整備事業債について限度額を3千80万円として記載の内容で補正するものでございます。それでは歳入歳出補正内容についてご説明申し上げます。まず始めに、今回の補正の概要と補正を提案させて頂く主な施策、事業の内容についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料を手元にご用意頂き、資料の22ページをご覧頂きたいと存じます。

それでは審議資料の22ページ、補正予算概要よりご説明を申し上げます。なお、事業費内の上段の括弧内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源内訳につきましては資料に記載

のとおりであり、特異的なもの意外は説明を省略させていただきます。総務費の9項地域振興費、1目地域振興対策費、地域情報通信基盤整備事業につきましては、国が交付する地域情報通信基盤推進交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金を活用し、全町規模で光通信ケーブルを敷設し、インターネット等の高速通信が可能な環境を整備するものでございます。審議資料の23ページに事業概要図を添付いたしておりますが、全町約15.1キロメートルの光ケーブルを敷設すると共に、札弦及び緑に中継局舎ボックスの整備を行って参ります。本事業の実施により、既存の通信速度を大幅に上回る高速通信環境が全町に整備されることとなります。審議資料の22ページにお戻り頂きたいと存じます。本事業の補正額は4億6千200万円であり、財源の国庫支出金は地域情報通信基盤整備交付金が1億5千400万円、公共投資臨時交付金が2億7千720万円の合計4億3千120万円となり、残額は先ほどご説明した過疎債3千80万円を充当いたして参ります。同じく地域振興券交付事業は、追加的な経済対策として地元消費の拡大対策として町民1人あたり5千円の地域振興券を発行する経費2千375万9千円を補正させて頂くものでございます。財源につきましては全額ふるさと基金を充当して参ります。なお、審議資料の24ページ、25ページに事業要綱を添付いたしておりますが、地域振興券の町民の皆さんへの交付につきましては、12月18日から20日まで3日間、町内3箇所を予定をいたして参ります。続いて22ページにお戻り頂きたいと思っております。地域活性化経済危機対策臨時交付金事業7千192万2千円の補正は、公共施設等整備緊急事業として医師住宅及び診療所の修繕、福祉センターの取壊し、更には診療所医療機器の整備を行うもので、財源の国庫支出金6千97万7千円は地域活性化経済危機対策臨時交付金、一般財源の1千94万5千円は地方交付税を充当いたして参ります。なお、診療所医療機器の整備につきましては審議資料の26ページに事業概要を添付いたしておりますが、全身用エックス線CT装置を始め記載の12種類の整備を体系的に行うものでございます。それでは続いて事項別明細書により款項区分による補正内容につきご説明申し上げますので、別冊の補正予算に関する説明書をご用意頂きたいと存じます。

歳出よりご説明申し上げますので事項別明細書の4ページを、一番最後のページでございますがご覧頂きたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。2款総務費、9項総務管理費、1目地域振興対策費5億5千768万1千円の補正は先ほどご説明いたしました事業の科目ごとの内訳となり、11節需用費の印刷製本費50万9千円につきましては地域振興券交付事業に係る各種印刷物経費、修繕料105万6千円につきましては診療所医師住宅1棟及び診療所カーペットの修繕経費となっております。13節委託料4千677万4千円につきましては、地域情報通信基盤整備実施設計委託料。15節工事請負費4億3千22万6千円は、福祉センターの取壊しに係る公共施設等改修事業工事請負費1千500万円及び地域情報通信基盤整備工事請負費4億1千522万6千円となっております。18節備品購入費5千586万6千円は診療所医療器具整備に係る購入費。19節負担金補助及び交付金2千325万円は地域振興券交付金となります。続いて歳入についてご説明申し上げますので1ページをご覧頂きたいと存じます。歳入につきましては総括でご説明申し上げます。13款国庫支出金から19款町債まで全て補正概要及び事項別明細書の歳出の中でご説明申し上げます。また、財源調整として一般財源である9款地方交付税を1千94万5千円補正いたして参ります。以上で提案理由の説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

議長（村尾富造君）

8番、中西安次君。

8番（中西安次君）

地域振興費、地域振興対策費の地域振興券交付事業のことでお聞きしたいのですが、昨年も行なった事業かと思えます。この昨年との違いは、目的の違いだとかは要綱を読むとその違いはちょっと分からないのですが、昨年との目的の違いがあれば教えて頂きたいのですが。それと、昨年は1万円でしたけれども5千円になった訳でございますけれども、その5千円になったのはなぜなったのか。それとその原資について、原資もふるさと基金とすることで繰入金からなってますけれども、ふるさと基金の原資は今のところ残額いくらになっているのか、この3点についてお聞きしたいと思えます。

議長（村尾富造君）

総務課長。

総務課長

基本的な要綱の関係でございますが、第1点目ですが、この点に関しましては基本的な方向性としては昨年の実施と同じで、大変町内の小売店を中心とした経済状況が悪化した状態のままである。さらに、町内における事業所を中心とした一般勤労者の方のボーナス、さらには賃金を含めた可処分所得が非常に、極めて上向きになってはいない。そういった状況を鑑みた中において町外への消費流出が甚だしい。そういった状況において、今般今回の補正を行う中町内の消費の拡大、こういったものを総合的に展開して行く、こういった考え方に立ってございます。2点目の交付金の額でございますが、ご指摘のとおり昨年度の事業においては全世帯1人当たり1万円と言う施策を行って参りましたが、今般は5千円と言う考え方でございますが、全般的な町内の経済状況を勘案した場合におきまして、当然他町村との比較等もございまして、当然農業情勢等についても大変厳しい状況でございますが、今年の経済状況の中におきましては品目横断等の関係については一定の昨年度の施策の関係については回復はなされていると言う、そういった状況。さらに当初予算、それから3次に渡る補正予算の中において小規模事業者等における緊急経済対策、これを総額約今回の4回目の補正も含めましてそういった細かい部分で事業総額で予算ベースでございますが、3億円を超える事業の中でかなり既に出動している。そういった状況を勘案した中において総体的な形の中で判断として、政策判断として今般は5千円を原案として予算として補正をさせて頂ける。こういった状況にございますのでご理解を頂きたいと思えます。それから3点目でございますが、ふるさと基金、細かな数字は、後ほど正確な数字をお示して行きたいと思えますが、現在の基金残高につきましては4億数千円。こういったものもございまして地域振興に今回充当させて頂きたい。最終的には年度末全体的な一般財源、特定財源等の調整を図った中において最終的な精査を行って参りたいと、こういったふうに考えてございまして事業の趣旨からいまして地域振興の観点という形もございまして、当然するところについては今般の補正においては財源としてはふるさと基金を充当させて頂きたい。このように考えて

提案をさせて頂いたところでございます。

議長（村尾富造君）

中西安次君。

8番（中西安次君）

1万円から5千円になったというのは、支出が多かったと言うことの今の説明だったと思います。経済的には農家はまあまあ良いんじゃないのかと言うのですが、経済的から言って、一般の町民の経済状況から言えば、去年と今年はどうかと言うと同じ位か厳しいのではないかと思いますし、厳しいから出すのでしょけれど。町民は去年は1万円だったけど、なぜ5千円になったのかと疑問に思う点もあろうかと思うんですね。それは有ろうかと思えますね。それはどう言う風になっているのかとお聞きされると思います。町民から。それと、原資の確保なんですけども、ふるさと基金からだと思えますけれども、ふるさと基金の今後についての財源の確保だとか何かお考えがあるのでしょうか。その基金繰入も有るから出しているのですけども。ふるさと基金がだんだん、ちょっと減って行くのでしょけれど、今後のふるさと基金の財源確保についてまた、2点お聞きしたいと思います。

議長（村尾富造君）

総務課長

総務課長

まず1点目の事業全体的な、1万円から5千円と今回提案させて頂いた分ですが、今後とも十分に今置かれている経済環境、そう言ったものを総体的な形の中で判断しながら政策提案させて頂いた。こう言った事をご理解いただきたいと思えますし、また前段の質問の中でお答えしたとおり、当町においては独自の経済対策事業と言うものを当初予算、さらには3次に渡る補正予算によってかなりきめ細かに実施してきた。それに併せて複合的な福祉事業等についても十分ですね、住民の方に行き渡るような状況になってきた。こう言った中で総合的な判断に立って今年度は、多ければ多いほど喜んで頂ける部分はあるかと思えますが、全体的な財政の考え方、バランスそう言ったことも考慮した中において、今般においては5千円で提案をさせて頂いたと、この様にご理解いただきたいと思えます。それから、ふるさと基金の関係でございますが、正確な数字で申し上げますと先ほど4億円弱と申し上げましたが、20年度末の残高におましては3億4千200万円。こう言った状況になってございまして、今般、他事業における振替え、当初予算と補正予算における部分の財源手当ても行っておりますので、今般の財源手当てを行った場合における21年度の見込みでございますが、3億円弱に収れんすると言う風に考えてございませぬ。ただし、この場合においては一般財源的なものにおいても、今後当然交付金等の最終的な年度末の精算が行われる。そう言った中において、ある程度元に戻した形の中、こう言った中で処理をさせて頂きたい。緊急的な経済対策、そう言った性格から今般についてはふるさと基金から財源を充当させて頂いていると。さらに、全般的な事業、今年度の精算の中において財源手当ての調整を行った上で当初20年度末とほぼ同じぐらいのレベルに回復するような形の中で収れんするのではないかと、この様に財政当局としては推計をいたしてございましてご理解を賜りた

いと思います。

議長（村尾富造君）
中西安次君。

8番（中西安次君）

大体分かったわけですけども、福祉的なことでもかなり支出をしているし収入面では厳しい、また、これからの交付金だとかも削減されて来る予想はあるけれども、その中で厳しい中にもとりあえず今年については5千円にしてでも、地域振興券を出すという事で町民に理解して頂くと言うことですね。これがまた来年はどうかと言う話も出て来ると思うのですけれども、清里は湯水のごとく幾らでも金があるんじゃないのかと誤解をされる面もあるけれども、そう言う厳しい中でも何とか良い年を迎えてもらう為にも、こう言う地域振興券を出すと言う風に理解をして頂くと言うことで宜しいのですね。分かりました。

議長（村尾富造君）
総務課長。

総務課長

ただ今の議員ご指摘のとおり、ご質問にあった趣旨のとおり、あくまでも昨年度今年度も緊急的な地域経済、消費拡大に対する施策でございます。恒常的な施策ではないとこの様に考えてございますし、全般的な町の財政状況、それから町内における経済状況、そういったものを総合的に判断し政策として今後とも必要あれば提案させていただくと言う、そういったシステムでございますので、是非ともご理解を賜りたいと思います。

議長（村尾富造君）
加藤健次君。

2番（加藤健次君）

福祉センターを壊すわけですが、この間多く利用されているのは多くの場合は葬儀等かなと言うふうには捉えるわけでありますが、その対策等についてはどう言うふうな認識を持っておられるのか。

議長（村尾富造君）
総務課長。

総務課長

基本的には既に委員会でご説明しているとおり、今回補正予算を提案させていただきながら来年9月いっぱいまでです、繰越事業として事業としては完了して行きたいと、この様に考えてございますが、ほぼ2月、3月いっぱい取壊しになるようでございますので、そういった1年弱ぐらい、福祉センターそのものが今ご指摘の行事では使用で出来ないと言うこととなります

ので、基本的に町民のみなさんにしっかりとお伝えする中、町内にあるお寺または神社等、さらにはそれぞれの他の施設、こう言ったものを使用の範囲についてでも正しくお伝えして、そう言ったものがどう言った形で使用できるのかそういった情報を適時的確に町民の方々に周知をさせて頂く。そういった対応を基本的にとりて参りたいとかように考えてございます。

議長（村尾富造君）
加藤健次君。

2番（加藤健次君）

基本的な形はそう言うふうになるうかと思いますが、多くの場合は葬儀、こう言う形のなかでは札弦、緑、そしてこの地区の部分では統一した使用単価って言うのが、葬儀に関してはあったかなと言うふうに思うわけですが。細部について色んな問題点、色んな事があるかと思うのですが、この部分について、この福祉センター、今後は違いますがこの間における使用料の増額、アップ分について、この辺についても何か考慮する点があるのかどうか。その辺は全く無視をして行くのか。この辺についての考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）
総務課長。

総務課長

使用料等については、内部的には色んな側面の中から使う施設が民間の施設であったり、また大きな施設であった時については当然そう言ったものが生じて来ると言う事も検討して来ましたが、葬儀等については指摘等のそう言った使用になりますので、全体的な分については議員がご指摘のとおり基本的な部分で、それに対する助成や支援措置を財政的に行うと言う考えを無くして、そう言った情報について十分住民の方に周知をしご理解頂く中で進めて行く。そう言った方向の中で整備をさせて頂きたい。財政的な支援、補助等、この関係については現時点では検討いたしてございません。

議長（村尾富造君）
加藤健次君。

2番（加藤健次君）

清里でも色んな所で葬儀等が出来ると思うのですが、民間ですと言う場合は今言われた答弁で良いんでないかなとこの様に思うわけですが。例えば公共施設等、あるいはプラネットであったり、あるいはレストハウスであったりと言う場合が仮にあった場合、これらについては基本的に町有財産であるという事と思う訳であります。そう言う環境の中で札弦地区、緑地区については葬儀に関してはそう言う問題があると。そう言う中では、ここで即答は良いですが何らかの形と方策があるとすれば、もう一度これは検討頂くべき項目であると思いますので、宜しくお願いいたします。

議長（村尾富造君）
総務課長。

総務課長

再度、内部的には事務的な検討をさせて頂きたいとかように考えますが、ただ現実としてお寺や神社を使ったそれぞれの葬儀との関係もございますので、そういった部分でこの11ヶ月間については基本的な方向として、現時点において町としてはそういった方向の中で進めて参りたい、かように考えている事について併せてご理解を賜りたいと思います。

議長（村尾富造君）
加藤健次君。

2番（加藤健次君）

もう一回念を押しますが、個人的に例えば神社やお寺等でやる場合は、私はこれはその通りで宜しいと思うわけですが、やっぱり公共施設を使う場所としての同じ単価が札弦地区、緑地区とある場所の提案と言うことも考慮にすべきではないかと言うことでございます。

議長（村尾富造君）
総務課長。

総務課長

基本的に町内においても、それぞれ公共施設、それぞれ条例設定等の中で料金規定がされているのが現状でございますので、そういったことを前提にしながらご理解を賜って行くような形に進めて行きたい、この様に考えてございます。

議長（村尾富造君）
これで質疑を終わります。

議長（村尾富造君）
お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）
異議なしと認めます。

議長（村尾富造君）
これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議長（村尾富造）

したがって、議案第65号 平成21年度清里町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号

議長（村尾富造君）

日程第10 議案第66号 役場総合庁舎バリアフリー改修工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第66号役場総合庁舎バリアフリー改修工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は役場総合庁舎バリアフリー改修工事であり、国の緊急経済対策に伴う補助金及び公共投資臨時交付金を活用し、エレベーターやユニバーサルトイレの設置及び段差の解消などのバリアフリー新法等に基づく役場庁舎の改修を実施するものでございます。契約の方法は8社による指名競争入札による契約であり、契約金額は5千743万5千円となります。契約の相手方は清里町羽衣町30番地、株式会社石井組であります。なお、予定価格は5千880万円となっております。工期は請負契約締結の翌日から平成22年3月25日までとなります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

議長（村尾富造君）

お諮りします。

本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

議長（村尾富造君）

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第66号 役場総合庁舎バリアフリー改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

議長（村尾富造君）

これで本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第7回清里町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時20分